

(平成24年8月22日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

三重国民年金 事案 1186

第1 委員会の結論

申立人の平成16年10月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年10月から17年3月まで

社会保険事務所(当時)から送付された「国民年金未納保険料納付勧奨通知書」によると、申立期間については申請免除と記載されているが、現在の記録は未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」を見ると、申立期間は申請免除と記載されている上、オンライン記録においても、平成17年6月8日に免除記録の取消処理が行われるまでは申請免除と記録されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成17年4月から同年6月までの期間について申請免除期間となっており、当該期間に係る平成16年度の国民年金保険料免除申請書の市町村確認欄に記載されている申立人の所得額は、申立期間の保険料免除基準に該当していることが確認できる。

さらに、年金事務所は、平成13年度以降に係る申請免除関係資料は保管しているとする一方で、申立人の申立期間に係る書類は見当たらないため、申請免除の承認処理内容及び免除記録の取消処理に至る経緯については不明であると回答していることから、行政側の事務処理に適切でない面がうかがえる。

加えて、平成16年度の申請免除については、当時のA県の社会保険事務所において、不適正な申請免除承認処理が行われていたところ、申立人は当該処理の対象者ではないことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とする必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成元年6月30日までA社に勤務し、翌日は次の勤務先の入社式に出席した。申立期間については、給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたA社における給与明細書及び同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主及び申立期間当時の社会保険労務士の供述から、同社は厚生年金保険料を当月控除していたと考えられ、申立人から提出された平成元年6月分の給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

さらに、上記同僚の一人から提出されたA社における平成元年6月分の給与明細書から、申立人と同様、厚生年金保険料の控除が確認できる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成元年6月分の給与明細書から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金

保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は38万9,000円、17年4月28日は34万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成16年4月28日
② 平成16年8月6日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年4月28日

申立期間について、賞与の支給を受けているにもかかわらず厚生年金保険の記録が無い。賞与支給明細書があるので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間②、③及び④において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間②は40万円、申立期間③は38万9,000円、申立期間④は34万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②、③及び④に係る賞与支払届は提出していないかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から提出された決算賞与支給明細により、申立人が主張する賞与額については支給されているものの、厚生年金保険料については控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票及びB市発行の所得証明書においても、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料控除を確認することができない。

このほか、申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 10 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 6 月から 18 年 4 月までは 30 円、同年 5 月から同年 11 月までは 70 円、同年 12 月から 20 年 9 月までは 90 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 17 年頃から 20 年頃まで

昭和 17 年頃、徴用で A 社に入社した。その後兵隊に行き、20 年に終戦を迎えた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人と生年月日が一致するものの、申立人の旧姓と漢字が一字違いで基礎年金番号に未統合となっている記録（昭和 17 年 4 月 18 日資格取得、20 年 10 月 16 日資格喪失）が確認できる。

また、申立人が記憶している A 社の同僚に聴取したところ、「申立人と同時期に徴用により入社し、申立人と同じ仕事をしていた。」と供述しており、上記被保険者名簿及び旧台帳の当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、上記未統合記録の資格取得日と同日となっている上、「上記被保険者名簿に記載された申立人の旧姓と漢字が一字違いの氏名の従業員はいなかった。」と供述している。

さらに、当該被保険者名簿の備考欄に「⑥19. 11. 15 不 20. 10. 16」と記載されており、B 県発行の履歴書によると、申立人は、昭和 19 年 11 月 15 日に陸軍に入隊し、20 年 10 月 13 日に復員となっており、上記被保険者名簿

の備考欄に記載された記録は、申立人が軍に召集された期間とおおむね一致することから当該被保険者名簿の未統合の記録は申立人の記録であると考えられる。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）の施行前における労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）において、昭和 17 年 5 月 31 日までは保険料徴収の施行準備期間であることから、同年 4 月 18 日から同年 5 月 31 日までの期間は、労働者年金保険の被保険者期間として算入されない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 10 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 4 月までは 30 円、同年 5 月から同年 11 月までは 70 円、同年 12 月から 20 年 9 月までは 90 円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

昭和 42 年 5 月 1 日から A 社 B 部、44 年 3 月 8 日から 同月末日までは同社 C 部において臨時雇用員として勤務していた。当時の給与明細書等は無いが、厚生年金保険料が天引きされていたと記憶している。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社発行の在職証明書及び E 事業所提出の申立人に係る履歴カードから、申立人が申立期間において A 社に臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について E 事業所に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、当委員会がこれまで審議した当該事業所に係る事案の調査結果から、申立期間当時の臨時雇用員の厚生年金保険被保険者資格の取得については事業所単位の裁量に委ねられていたことが確認されている。

また、当該事業所に在籍していた 6 人の同僚についてオンライン記録を確認したところ、そのうち 3 人については当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録は無い上、連絡のとれた同僚に照会したもの、申立人の厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号 * 番(昭和 42 年 3 月 10 日資格取得)から * 番(昭和 44 年 5 月 1 日資格取得)までを確認したところ、申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申

立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。